

## 栗東市観光施設の立地に関する協議基準

この協議基準は、第二期栗東市観光振興戦略（令和7年12月策定）に基づき、栗東市の観光資源を有効に利活用するための施設（以下、「観光施設」といいます。）について定め、当該観光施設を立地させるにあたって必要な協議の基準について定めるものとします。

### 1. 観光施設の用途

観光施設の用途に関する基準は次のとおりです。

#### 1-1-1 琵琶湖カントリー倶楽部の有効な利用上必要な観光施設及び維持管理施設

観光施設の種類	施設の内容
宿泊施設	琵琶湖カントリー倶楽部の来訪者の受け入れ環境を充実させるための宿泊施設とします。

#### 1-2 観光施設の立地可能な範囲

観光施設の立地可能な範囲は、それぞれの観光資源ごとに別途示した観光施設誘導地区区域図で示した範囲とします。

#### 1-3 その他

観光施設の立地にあたっては、栗東市都市計画法に基づく開発許可制度の取扱基準等、各種法令や基準を遵守します。

### 2. 観光事業の実現性・継続性

観光施設について、観光振興の観点から事業の実現性や継続性について、次の事項を確認します。

#### 2-1 協議の申出者

協議の申出者は、第二期栗東市観光振興戦略に沿い、事業主となって観光施設を立地させる観光事業者（以下「申出者」といいます。）とします。

#### 2-2 事業の概要

観光施設の事業内容は、第二期栗東市観光振興戦略に適合し、当該観光施設で提供されるサービス、販売しようとする品目、営業形態、営業時間などが当該地区での観光振興にふさわしいものとします。また、観光振興に寄与する事業としての実現性、継続性の見込める事業とします。

さらに、協議の申出者は、造成工事及び建築工事に必要な事業費に対する資金力を有していることと

します。

【提出資料：事業内容・収支計画・営業日数・営業時間などのわかるもの、造成及び建築に必要な事業費概算見積書、事業費に充当する自己資金や融資状況のわかるものなど】

### 2-3 土地と建物に関する事項

申出者は、原則として当該土地を所有する者、又は当該土地を使用する権利を有し、予定建築物の建築主であることとします。

【提出資料：土地の登記事項証明書や賃貸借契約書（権利者の同意書を含む）、建築物の概要が分かる配置図・各階平面図・立面図・外構図・施設利用図など】

### 2-4 事業の営業に必要な許認可など

申出者は、行おうとする観光事業の運営に必要な許認可や資格などを有していることとします。

【提出資料：宿泊施設の場合、旅館業法上必要な許認可など】

### 2-5 既存施設の適法性

既存施設を観光施設として利用する場合、適法な施設であることとします。

【提出資料：建築確認済証など】

## 3. 施行及び手続き

この基準は令和8年4月1日から施行します。また、これらの事項を協議するための手続きについては、別途「栗東市観光施設の立地に関する協議要領」に定めます。